

作成年月日	令和2年11月10日
作成部局 課室名	企画県民部企画財政局 財政課

財 第 1 2 7 8 号
令 和 2 年 1 0 月 3 0 日

各 部 局 長 様

企 画 県 民 部 長

令和3年度の予算編成について

コロナ禍による消費の低迷や景気の悪化が全国的に深刻さを増しています。本県においても地域経済・雇用情勢に甚大な影響を生じており、それに伴う県税収入の大幅な減少が見込まれるなど、本県を取り巻く経済・財政環境はこれまで以上に厳しさを増しています。

このような厳しい状況の中でも、引き続き、「兵庫県行財政運営方針」（以下「行財政運営方針」という。）のもと、これまでの行財政構造改革の成果を生かした適切な行財政運営を推進していかねばなりません。

また、本県の経済動向は、足下では一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然、厳しい状況が続いています。先行きについても、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを上げていく中で、経済対策の効果などにより、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、国内外の感染症の動向など下振れリスクも抱えており、今後とも、海外経済の動向や金融市場の変動などに注視する必要があります。

加えて、国は、令和3年度予算編成の基本方針において、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。地方財政に対しては、骨太の方針2018で示した「新経済・財政再生計画」の枠組みのもと、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組むこととし、地方一般財源総額は令和3年度まで実質的に平成30年度と同水準とされています。

しかし、厳しい財政環境の中でも、ポストコロナ社会を見据え、兵庫県地域創生戦略の地域プロジェクトや兵庫2030年の展望の具体化に向けたリーディングプロジェクトなど、すこやか兵庫の実現に向けた施策を推進していかねばなりません。

このような諸事情を踏まえ、各部局におかれては、国の政策動向や地方財政対策に十分留意しつつ、選択と集中を基本に施策の優先順位を明確にし、下記の方針に基づき、予算要求するようお願いいたします。

I 本県の財政環境

(国の経済・財政動向)

新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響は甚大であり、総じてみれば、極めて厳しい状況にある。

先行きについては、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、持ち直しに向かうことが期待される。しかし、直ちに経済や社会が元の姿に戻るわけではない。経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくとされている。

経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2018で示した「新経済・財政再生計画」の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしている中ではあるが、令和3年度の国の一般会計予算概算要求額は、7年連続で100兆円を上回っており、新型コロナウイルス感染症対策、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増などが予算編成過程で上乗せされることが見込まれる。

地方財政に対しては、地方一般財源総額を令和3年度まで実質的に平成30年度と同水準を確保としているが、社会保障の自然増等を考慮すれば、その対応策によっては、地方財政への影響が懸念される。

(本県の経済状況)

本県経済は、個人消費や生産活動には持ち直しの動きも見られるが、本格回復に向けた動きは依然鈍く、厳しい状況が続いている。また、有効求人倍率が1倍を下回るなど、雇用の悪化が顕在化している。

先行きについても、予断を許さない。この先の息切れ倒産や冬場にかけての感染再拡大の不安が人々の行動を抑制し、個人消費の持ち直しに水を差すことが懸念されることから、引き続き、県内需要の増加と消費意欲の喚起、そして雇用環境の改善に取り組み、一刻も早く、大きな打撃を受けている地域経済を回復する必要がある。

(本県の財政環境)

令和2年度の県税等収入は、コロナ禍による消費低迷や景気悪化により、法人関係税や地方消費税を中心に当初予算に比べ約1,000億円を超える減収が見込まれるとともに、令和3年度は、現在の財政フレーム上の税収見込と比較して約2,000億円減となる可能性があるなど、今後の財政状況はより厳しいものになる。

また、令和元年度決算では、収支均衡や県債依存度をはじめ行財政運営方針に掲げた6つのフロー指標とも目標を達成するなど、ストック指標も含め、財政フレームの枠内を維持している。しかし、震災関連県債や行革期間中に発行した財源対策債の償還が続くなど、今後の財政運営も予断を許さない。

さらに、一般財源総額の伸びが抑制される中、社会保障関係費に適切に対応しつつ、すこやか兵庫の実現に向けた諸施策を展開していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、行財政運営方針に基づく適切な行財政を運営していかなければならない。

Ⅱ 令和3年度予算編成の基本方針

(基本的な考え方)

行財政構造改革の成果を生かしつつ適切な行財政運営を推進するため策定した「行財政運営方針」に基づき、引き続き、選択と集中を徹底する。加えて、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による財政環境の悪化を踏まえ、緊急、臨時的な対応として、シーリングの強化や事業の抜本的な見直しなどを行う。

これらの取組や国に対して地方財政措置の強化を強く要請することにより、必要な財源を確保したうえで、ポストコロナ社会を見据え、兵庫県地域創生戦略の地域プロジェクトや兵庫2030年の展望の具体化に向けたリーディングプロジェクトなど、すこやか兵庫の実現に向けた取組を進めるための予算を編成する。

特に、以下の点に重点を置いて、新規施策を検討する。

- ・情報化・デジタル化を支える情報基盤の整備・強化
- ・分散型社会の要請や地方回帰の機運を捉えた地域創生の加速化
- ・起業・創業の活性化による本県産業の新たな強みの創造

あわせて、各分野における留意事項を踏まえ、各施策の目標設定に基づく費用対効果の検証や、新たな財源確保などを図るとともに、国の政策動向等を十分注視し、本県予算に適切に反映する。

(予算編成の基本方針)

- 1 行財政運営方針に基づき、適切な行財政運営を推進する。

[行財政運営の基本方針]

① 持続可能な行財政構造の保持

- ・行財政全般にわたる構造改革により確立した体制のもとに、収支均衡と将来負担の軽減を図る持続可能な行財政構造を保持し、これを推進する。

② 選択と集中の徹底

- ・時代の変化への的確な対応、国と地方、県と市町の役割分担の明確化、効率的な県政運営の推進、計画的・効果的な事業の推進、自主財源の確保などの視点に基づき、事業のスクラップ・アンド・ビルドなど、選択と集中を徹底し、取組の重点化を推進する。

③ 安心安全の確保

- ・風水害や地震などの自然災害等から県民の安全安心を確保するため、防災・減災対策を総合的に推進する。

④ すこやか兵庫の実現に向けた政策の推進

- ・社会経済情勢の変化への的確な対応など、県民ニーズを的確に捉えつつ、「兵庫県地域創生戦略」、「兵庫2030年の展望」及び「21世紀兵庫長期ビジョン」を踏まえた、すこやか兵庫の実現に向けた施策を推進する。

⑤ 県民の参画と協働による県政の推進

・県政の取組を分かりやすく情報発信しながら、県民とともに考え、共に実行していく
県民の参画と協働による県政を推進する。

- 2 財政フレームで示すフローとストック両面の財政運営を堅持し、適切な対応を行う。
- 3 事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、緊急、臨時的な措置を行ったうえで、すこやか兵庫の実現をめざし、情報化・デジタル化を支える情報基盤の整備・強化など、先駆的・先導的な施策に重点的に取り組む。
- 4 新経済・財政再生計画に基づく歳出改革、社会保障と税の一体改革、地方創生対策など、国の政策や地方財政対策について十分注視し、県予算へ適切に反映する。
- 5 災害対策などの緊急的な対策を除き通年予算を編成する。

Ⅲ 予算要求基準

令和3年度の予算要求枠を次のとおり設定する。

なお、新型コロナウイルス感染症対策や要求時点で詳細が不明な国における制度改正、事業の見直しなどについては、予算編成過程で検討し、必要な措置を講ずる。

[予算要求枠]

1 一般事業枠

- ① 施設維持費：令和2年度当初予算充当一般財源額の90%の範囲内
- ② 経常的経費：令和2年度当初予算充当一般財源額の80%の範囲内
- ③ 政策的経費：令和2年度当初予算充当一般財源額の80%の範囲内
- ④ 指定経費：令和2年度当初予算充当一般財源額の95%の範囲内
なお、削減額の1/2相当額は、新規事業の財源として活用

2 新規枠

(1) すこやか兵庫枠

- ・対象事業 兵庫2030年の展望等を踏まえ、「すこやか兵庫」の実現をめざして、先導的に取り組む新規事業
- ・配分額 総額12.5億円の範囲内で配分する額[本庁:10億円 県民局等:2.5億円]
(令和2年度当初要求枠:25億円の1/2)

(2) リーディングプロジェクト特別枠

- ・対象事業 兵庫2030年の展望リーディングプロジェクトに基づき取り組む、先駆的かつ本県の強みを伸ばす新規事業
- ・配分額 総額5億円の範囲内で配分する額 [本庁:5億円]
 - (ア) ソフト事業 [本庁]総額5億円の範囲内で配分する額
(令和2年度当初要求枠:10億円の1/2)
[県民局等]すこやか兵庫枠の中に含む
 - (イ) ハード事業 所要額(投資事業枠の範囲内)

(3) ポストコロナ対策特別枠【新設】

- ・対象事業 新型コロナウイルス感染症の経験と教訓を踏まえ、デジタル革新の加速や分散型社会への転換、産業の競争力・リスク耐性の強化、セーフティネットの充実、環境先進地ひょうごの創出など、兵庫の目指すべき新たな社会づくりに資する新規事業
- ・配分額 総額 10 億円の範囲内で配分する額 [本庁:10 億円]
 - (ア) ソフト事業 [本庁]総額 10 億円の範囲内で配分する額
[県民局等]すこやか兵庫枠の中に含む
 - (イ) ハード事業 所要額 (投資事業枠の範囲内)

(4) 地域創生枠

①地方創生交付金事業

- ・対象事業 兵庫県地域創生戦略の推進を図るため、国交付金を活用して実施する新規・拡充事業等
- ・配分額 総額 20 億円(地方創生推進交付金含む)の範囲内で配分する額
[本庁:18 億円 県民局等:2 億円] (令和 2 年度当初要求枠 : 30 億円)

②ひょうご地域創生交付金

- ・対象事業 地域創生の推進を図るため、県と市町が協働・連携して実施する新規・拡充事業
- ・対象事業総枠 総額 20 億円
第二期兵庫県地域創生戦略を踏まえ、各市町の申請上限額と併せて予算編成の中で検討 (令和 2 年度当初要求枠 : 40 億円)

③ふるさと創生推進費

- ・対象事業 活力あるふるさと兵庫を実現するため、県民局・県民センターが実施する新規・拡充事業等
- ・配分額 総額 10 億円の範囲内で配分する額
ただし、配分額のうち 20%相当額以上は事業のスクラップ & ビルド[®]を図ること

(5) 削減効果枠

一般事業枠のシーリング削減額の 1/2 相当額を、新規事業の財源として活用

3 個別事業枠

(1) 義務的経費

行財政運営方針を踏まえた所要額とするが、直近の決算額や事業実績等を踏まえ、所要額を厳密に精査すること

(対象経費)

人件費、公債費、税交付金・還付金、債務負担行為設定事業、法令等に基づく経費

(2) その他指定事業、特別会計等への繰出金

所要額を厳密に精査するとともに、このうち事務的経費について、一般事業枠の実質的な削減率と同率の削減を行うこと

(3) 超過課税活用事業

超過課税収入の大幅な減少が見込まれることから、超過課税収入の範囲内で事業実施することを基本とし、これまでの活用実績や今後の活用方針、超過課税の主旨等を踏まえ、事業量及び事業内容の見直しを図ること

4 投資事業枠

(1) 普通建設事業費

① 通常事業

補助・単独事業について、地方財政計画の水準を基本とした事業費

ただし、単独事業については、厳しい財政状況を踏まえ、事業の必要性や事業効果を十分に検証し、事業量及び事業内容について、適切な見直しを行うこと

② 別枠事業

喫緊の課題に対応する事業費

ただし、従前の別枠事業については、地方交付税措置の状況等に基づき、その範囲内で予算要求することを原則として、事業量及び事業内容の見直しを行うこと

(2) 災害復旧事業 所要額

5 被災地支援事業費 所要額

IV 各分野における留意事項

1. 行政経費

(1) 政策的経費・新規事業等

- ① 限られた財源で最大の効果が得られるよう「選択と集中」を基本として、時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担等の視点を踏まえた見直しを徹底すること
- ② 令和3年度においては、緊急、臨時的な対応として、シーリングの強化や事業の抜本的な見直しを行ったうえで、兵庫県地域創生戦略の地域プロジェクトや兵庫2030年の展望の具体化に向けたリーディングプロジェクトなど、すこやか兵庫の実現に向けた取組を進めること。
- ③ 令和2年度から取り組んでいる行政手続のオンライン化・ペーパーレス化、押印の廃止等による行政のデジタル化を加速させるとともに、ビッグデータやAI・RPA等の先端技術を活用し、県民のデータ利活用の推進、ICT基盤の強化、新事業の創出、施策立案機能の強化、サービス満足度の向上など、より質の高い行政運営を行うための取組を推進すること。
- ④ 補助事業や委託事業は、履行確認を徹底するとともに、その成果を適宜フォローアップすること。また、補助率は1/2を基本に、事業内容等を勘案のうえ適切に設定すること。特に、イベントや式典などの運営委託については、安易な全面委託とならないよう、事業者との適切な役割分担を踏まえ、計画的に取り組むこと。
- ⑤ 市町・各種団体への県単独補助金の定額化、申請・実績報告書類の縮減に引き続き取り組むこと。

(見直しの視点)

1 事業水準の適正化

- ① 人口減少・少子高齢化などの時代の変化等を踏まえ、制度や施策、事業内容について見直し
- ② 国制度の充実に伴い本県の独自措置の必要性が低下した事業について、廃止又は縮減を検討
- ③ 他の地方公共団体の事業実施水準と比べ、著しく均衡を逸している事業について、他団体の水準を基本に検討
- ④ 本県独自に措置している事業について、その必要性を十分検討のうえ、地方財政措置の水準まで本県事業水準を抑制

2 市町との役割の明確化

- ① 市町に対する先導、奨励的な補助金のうち、先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は縮小
- ② 政令市、中核市など市町への権限移譲による機能強化に伴う事業の見直し
- ③ 市町に対する地方財政措置の活用を踏まえた、事業の補助対象・補助率等を見直し
- ④ 広域的な連携や効率的な事業執行、県民の利便性向上を図るため、市町との共同・連携等を推進

3 民間等との役割の明確化、民間のアイデア・新技術等の活用

- ① 地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動分野の拡大を踏まえ、県主催の大会、フォーラムなど、民間の自主的、主体的な活動に委ねるべき事業は廃止・縮小するとともに、多様な分野において参画と協働の取組を推進
- ② 先導性の低下、所期の目的が達成されたものについて、廃止又は補助率、補助単価等の見直し
- ③ 民間のアイデアやノウハウを活用し、より効果的な事業展開を図るため、民間等との共同事業を推進

4 給付と負担の適正化

- ① 特定の個人に対する給付等について、関連制度等との均衡を考慮し、給付対象者を見直すとともに給付と負担を適正化
- ② 県民を対象とした講座、セミナー等で、民間の類似事業と比べ、負担が不均衡となっているものについて、受益者負担を適正化

5 行政のデジタル化の推進

原則として、全ての行政手続きにおいて、既存業務を見直し押印・書面・対面を不要とし、オンライン・ペーパーレス化を徹底するなど、全庁を挙げて、ICT技術を活用した行政のデジタル化を推進

6 効率的な事業の推進

- ① 事業実施に係るトータルコストとその効果の比較・検証等を通じて、最小の費用で最大の効果を図る。
- ② アウトソーシングの推進やAI・RPAなどICTの活用等により、行政サービスのコスト削減とサービス内容の質の向上を推進
- ③ 兵庫の新たな生活様式であるひょうごスタイルに基づく事業執行方法を前提とするとともに、業務のオンライン化など令和2年度補正予算で計上した新型コロナウイルス感染症対策により生じる経費の節減効果を適切に反映

7 国庫補助金等特定財源の確保

国新規施策等の動向を把握し、積極的に国庫補助金を活用することで事業費総額を確保。また、試験研究機関等の試験研究費について、受託研究等の積極的獲得により研究費総額を確保

(2) 施設等維持費

① 庁舎、公的施設等の施設維持費

複数業務一括契約、長期継続契約の導入などの契約の工夫、保守点検・清掃・警備等の委託契約仕様の見直し、電力・ガス契約の競争入札化、太陽光発電の活用など効率的な維持管理を推進すること。

② 庁内情報システム

特定業者に依存しない標準化システムの導入、システムの統合・連携、業務の見直しなど業務・システムの一体的な見直しを進めること。

また、外部のデータセンターを活用するシステムのクラウド化を進めること。

(3) その他の留意事項

① 財産の適正管理

公用車等の物品や河川敷・廃川敷など県有財産について、適正管理に努めること。

特に、不法占用等されている土地については、撤去指導や売却など解消に向けた取組を進めること。

② 事務事業数

事務事業の廃止・統合を行い、事務事業数を令和2年度事業数から、10%以上削減すること。

③ 事務事業評価

事業費5百万円以上の政策的事業については、事業効果の検証を行うため、評価調書に基づき適正に自己評価のうえ、その結果を適切に予算に反映すること。

なお、事業目的の達成度を示す指標の設定にあたっては、「兵庫県地域創生戦略」に掲げるK P Iや「活力あるふるさと兵庫実現プログラム」における目標等との整合に努め、適切な設定を行うこと。

2 投資事業

(1) 社会基盤施設の整備推進

① 「ひょうご社会基盤整備基本計画」を基本方針として、社会基盤整備を計画的効率的に推進する各種分野別計画及び地域別計画である「社会基盤整備プログラム」に基づき、社会経済情勢の変化や頻発化する自然災害への対応など、県民ニーズを的確に捉えつつ、必要性・緊急性の高い事業への重点化を図ること。

② 国の政策動向に十分注視しながら、計画的に整備が推進できるよう国庫支出金など財源確保に努めること。また、国直轄事業負担金については、事業の必要性を精査のうえ、国に対し積極的に事業を求めること。

③ 特に、老朽化し耐震性能が不足する県本庁舎については、大災害に即応する災害対策の活動拠点として、また、今後の県行政の推進を図る拠点として、効率的・効果的な再整備を適切に進めること。

[主な分野別計画]

分 野	計 画 名
地震・津波対策	津波防災インフラ整備計画
	日本海津波防災インフラ整備計画
	ひょうご道路防災推進10箇年計画
	地域の防災道路強靱化プラン
総合的な治水対策	地域総合治水推進計画（河川対策アクションプログラム）
	兵庫県高潮対策10箇年計画
	ため池整備 5 箇年計画
土砂災害対策	第3次山地防災・土砂災害対策計画
ミッシングリンク の解消	ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画
老朽化	ひょうごインフラ・メンテナンス10 箇年計画
農林水産	農業生産基盤整備の推進(農林水産ビジョン2030(仮称))
	新ひょうご林内路網1,000km 整備プラン (農林水産ビジョン2030(仮称))

(2) 公共施設等の老朽化対策等の推進

県が所有する公共施設等について、社会情勢の変化等を踏まえながら施設の在り方の検証を行うとともに、「兵庫県公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、計画的・効率的な老朽化対策、施設の安全確保対策を推進すること。

3 組織

(1) 本庁

- ① 5部体制を基本とし、時代の変化に伴う多様な政策課題に対して、総合的かつ機動的に施策展開を図れる体制の構築を推進すること。
- ② 25局・100課を基本とし、組織の専門性・機動性の向上と効果的・効率的な執行が図れる局・課室の構築を図ること。
- ③ 班制については、柔軟な人員配置や業務間連携により課題対応力を高める観点から、適宜、見直しを図ること。

(2) 地方機関

- ① 県民局・県民センターについて、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえ、地域課題に総合的かつ的確に対応することのできる体制の構築を推進すること。
阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神県民局」としての統合に向けた取組を適切に進めること。
- ② 地域の特色を生かした施策の推進、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等の観点から、執行体制の見直しを図ること。

(3) 教育委員会

- ① 「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進し、多様な教育課題等に効果的・効率的に対応できる体制の構築を推進すること。
- ② 教育事務所については、6教育事務所を基本とし、市町教育委員会との連携をさらに充実するとともに、地域の特性に応じた効果的・機動的な体制を検討すること。

(4) 警察

高度化・複雑化した犯罪など警察を取り巻く課題に効果的に対応するため、専門的かつ広域的に対応できる体制の構築を推進すること。

(5) 臨時的・時限的な組織の活用

臨時的、時限的な行政課題には、目標を明確化し、期間を限って設置する組織（タスクフォース）を活用すること。期限が到来したタスクフォースについては、原則廃止すること。

(6) 本部体制等

必要性の低下した本部は見直しつつ、横断的に施策を推進するための活用を図ること。また、附属機関等については、新設の抑制、統廃合の推進、運営の合理化を図ること。

4 定員

- ① 一般行政部門については、2018(H30)年4月1日の職員数を基本とし、業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置となるよう、定員の見直しに取り組むこと。
- ② 法令等により原則として配置基準が定められている教職員、警察官、医療職員、児童福祉司等については、基準に基づき適正に配置すること。
- ③ 業務経験やノウハウを円滑に引き継ぐため、再任用職員を積極的に活用すること。
- ④ 会計年度任用職員については、仕事の進め方の見直しやICTの積極的な活用等、業務の効率化に一層取り組み、必要性を十分精査した上で適正に配置すること。

5 働き方改革

(1) 多様な働き方の推進

「兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言」に基づく、「超過勤務の縮減」「子育て・介護と仕事の両立支援」「働きやすい職場づくり」の三つを柱に、業務・超過勤務の縮減、在宅勤務・フレックスタイム制等の柔軟で多様な勤務形態の推進、休暇・休業制度等の各種支援制度の活用促進等に取り組むこと。

(2) 業務の効率化・省力化の推進

AI・RPA など ICT を活用した業務執行の一層の自動化・省力化・高度化を推進すること。特に RPA については、令和元年度に導入した 8 業務全体での年間処理時間で約 8 割の削減(見込み含む)効果が認められたことから、調査・集計業務等への積極的な導入に取り組むこと。

(3) 仕事の進め方の見直し等による事務改善

押印の廃止・書面規制等の見直し・電子決裁の徹底をはじめとする仕事の進め方の見直しや職員提案等による全庁的な事務改善のほか、特に効果的な部局固有の事務改善については、新行政課で取りまとめのうえ所要額を予算要求すること。

6 公的施設

(1) 施設の有効活用と適正管理の推進

「兵庫県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の活用状況（空き施設の状況、団体入居状況等）を踏まえ、効率的・効果的な施設の活用を推進すること。また、関係部局の情報共有・連携のもと、情報の一元管理や各個別施設計画の方針、目標等に基づく取組を推進すること。

(2) 指定管理者制度の推進

サービス水準の向上とコスト縮減を図るため、民間事業者のノウハウの活用が期待できる施設は、原則として公募による指定管理者の選定を行うなど、効率的で質の高い施設運営を図ること。

(3) 運営の合理化・効率化

指定管理者による自己評価、施設所管課による総合評価、公募施設にあっては有識者等が行う外部評価に基づき、委託内容の見直しや経費削減、サービス向上など、運営の合理化・効率化を図ること。

7 試験研究機関

- ① 各機関の中期事業計画に基づき、大学や民間企業との連携、先端技術の導入・活用等を通じた研究機能の強化を図りながら、県民ニーズを的確に捉えた試験研究業務への重点化や成果普及を推進すること。
- ② 限られた研究資源のより効果的な活用を図るため、外部人材の活用、産学官連携による共同研究などにより、弾力的・効率的な運営体制とすること。
- ③ 外部資金の積極的獲得、成果指標となる客観的な数値目標の設定や評価システムの推進など、効率的・効果的な経営の徹底を図ること。

8 県営住宅事業

- ① 「ひょうご県営住宅整備・管理計画」に基づき、2025年度末の管理戸数48,000戸程度に向け、計画的な建替又は集約・廃止を推進し、管理戸数の適正化を図ること。
- ② 耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による長寿命化などを図り、既存の住宅ストックを有効に活用すること。
- ③ 家賃収納対策の推進による使用料収入の確保や民間活力を活用した効率的な管理運営など、経営の効率化を図ること。
- ④ 地域のニーズや県外からの移住など、多様な住宅需要に対応した施策を展開すること

9 流域下水道事業

「兵庫県流域下水道事業経営戦略」に基づき、中長期的な視野に基づく計画的な経営を推進するとともに、計画的かつ最新技術を活用した施設更新、長寿命化、効率的な維持管理を推進すること。

10 公営企業

(1) 企業庁

「新・企業庁経営ビジョン」及び「企業庁総合経営計画」に基づき、各事業の黒字を維持しつつ、自律、安定した経営改革を推進すること。

① 地域整備事業

土地需要の動向を的確に把握しながら分譲戦略を策定し、各地区の特性、優位性を生かすとともに、民間ノウハウの導入を積極的に進め、早期のまちの熟成を目指し、企業立地や宅地分譲の促進に努めること。

また、事業進度を調整している用地等の利活用を総合的に検討するとともに、工事コスト等費用の抑制により経営の健全性を確保すること。

さらに、まちの熟成など地域整備事業の状況等を見定めながら、今後の在り方を検討すること。

② 水道用水供給事業・工業用水道事業

料金収入の確保、工事コスト等費用の抑制により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、経営の健全性を維持すること。

また、アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新を推進し、安心・安全な水の安定的供給を図ること。

③ 企業資産運用事業

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した太陽光発電事業について、安定的な運営を図ること。

④ 地域創生整備事業

地域の振興、県民福祉の向上に向け、独立採算を維持しながら、健康、環境、観光、教育、産業、都市再生などの分野について、事業展開を積極的に進めること。

また、産業団地の造成・分譲にあたっては、工事コスト等費用の抑制を図るとともに、企業ニーズ等に応じた積極的な誘致活動に努め、経営の健全性を確保すること。

(2) 病院局

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底したうえで、病院局、県立病院が一体となり、引き続き「第4次病院構造改革推進方策」に基づき、経営安定化に向けた改革の取組を着実に推進すること。

① 経営改革の推進

新型コロナウイルス感染症患者受入れ体制等地域医療機関とのさらなる連携強化や新規患者の確保、診療報酬改定への的確な対応等による収益の確保、業務委託化の推進や診療材料費の削減等による費用の抑制など経営改革を推進して病院事業全体での黒字経営を確保すること。

② 良質な医療の提供

県立病院の診療機能の高度化・効率化を推進するため、資金収支の状況等も踏まえつつ、各病院の政策医療を踏まえた診療機能の拡充、ICT化の推進、計画的な建替整備・医療機器の充実を図ること。

また、「保健医療計画」の策定、診療報酬改定の動向などの医療制度改革を踏まえ、地域の医療ニーズに対応した病床機能への見直しを行うとともに、公立病院等との再編・ネットワーク化を推進すること。

③ 運営体制・基盤の確立

政策医療の安定的かつ継続的な提供、新病院整備に伴う診療機能の高度化等に対応するため、医師確保対策、看護師確保対策の取組を推進し、職員の適正配置に努めるとともに、診療機能に見合う収入を確保のうえ、職員給与費比率の抑制に努めること。

「第4次病院構造改革推進方策」の終期である2023年度までは、地方公営企業法の全部適用を維持しつつ、他団体の動向を注視しながら地方独立行政法人制度適用の是非など、本県病院事業に相応しい経営形態のあり方を引き続き検討すること。

11 教育施策（教育委員会所管）

「第3期ひょうご教育創造プラン」の基本方針に基づき、新型コロナウイルス感染症を教訓に、ひょうごスタイルを踏まえた創意・工夫を行いながら、不十分となった令和2年度の施策を含めて、重点テーマである「未来への道を切り拓く力の育成」に向けて取り組む。

[基本方針と主な重点取組]

基本方針	主な重点取組
「生きる力」を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力」の育成 ・「豊かな心」の育成 ・「健やかな体」の育成 ・兵庫型「キャリア教育」の推進 ・特別支援教育の推進 ・幼児期の教育の充実
子どもたちの学びを支える環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質・能力の向上 ・学校の組織力の強化 ・修学環境の整備・充実 ・家庭と地域による学校と連携した教育の推進
人生 100 年を通じた学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に生きるための学びと場の充実 ・文化財等地域資産の活用 ・「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくりの推進

[ポストコロナを踏まえた対応]

- 1 全ての教育活動（社会教育等を含む）における ICT の推進
- 2 学校・家庭・地域の連携強化
- 3 児童生徒の心のケアへの配慮

12 県立大学

「公立大学法人兵庫県立大学中期目標・中期計画（H31～R6）」の目標達成に向けた大学改革等の取組を着実に推進すること。

(1) 兵庫県立大学

① 教育・研究の充実強化

さらなる個性化・特色化と強力な広報展開により優秀な学生を確保するとともに、研究の高度化・多様化などへ対応するための姫路工学キャンパスの計画的な建替整備、情報セキュリティをはじめとした IT インフラの強化、新型コロナウイルス感染症への対応など、教育・研究の充実強化に向け取り組むこと。

② 社会貢献の推進

ニュースバルと Spring-8 の一体的な活用のほか、金属新素材研究センターの活用による企業との共同研究、先端医工学研究センターにおける医・産・学連携の推進等の産学連携、大学のキャリアセンターと連携した県内就職率の向上等の地域創生の取組、大学コンソーシアムひょうご神戸と連携した大学間連携など、社会貢献の取組を推進すること。

③ 効果的・効率的な管理運営の推進

大学改革等の取組の推進にあたっては、教職員の適正配置、運営費・整備費等を十分精査するとともに、県からの運営交付金等に加え、共同研究や受託研究など自主財源の獲得に積極的に取り組むなど、効果的・効果的な管理運営を推進すること。

(2) 芸術文化観光専門職大学

令和3年4月に開学予定である芸術文化観光専門職大学の教育研究体制の確立と大学の円滑な運営に向けた取組を推進すること。

① 専門職業人の育成

芸術文化及び観光の双方の視点を生かして両分野に関するマネジメントを行う能力を有する専門職業人の育成をめざし、演劇手法による対話的コミュニケーション能力を基礎として、合意形成を図りながら両分野の事業活動を推進できる能力の養成に向けた教育を推進すること。

② 芸術文化及び観光を架橋した研究の推進

芸術文化及び観光のそれぞれの研究を深化させるとともに、芸術文化及び観光を架橋した地域活性化に資する実践的な研究を推進すること。

③ 社会貢献の推進

地域のシンクタンク、コンサルティング、インキュベーション機能を発揮することによりプラットフォーム拠点を形成し、地域創生の新しいモデルを県内外に発信すること。

13 公社等

(1) 公社等の見直し

社会経済情勢の変化や外部委員会からの提言などを踏まえ、設立意義や事業の必要性等の観点から、公社等の在り方を含めて見直しに取り組むこと。

(2) 運営の合理化・効率化

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直し、経費の削減、収入確保策の強化など、運営の合理化・効率化を推進すること。

(3) 組織・人員体制の見直し

事務事業の見直し及び事務執行の効率化を図りつつ、業務量や経営状況等を勘案の上、組織・人員体制の見直しに取り組むこと。

プロパー職員については、退職後の県派遣職員による補充も検討しつつ、業務量の状況や専門的ノウハウの継承、経営状況等を勘案の上、適正に配置すること。

県派遣職員については、県の関与の必要性や行政課題の変化など、各公社の状況を総合的に勘案しつつ、適正に配置すること。

専門的な知識・技能を有する人材としてOB職員の活用を図ること。

(4) 給与の見直し

役員報酬や職員給与については、県の取組を踏まえつつ、各公社の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行うこと。収益部門を有する団体については、採算性を確保する観点から必要に応じて見直しを検討すること。

(5) 県の財政支出等の見直し

県から公社等に対して行われる委託事業や補助事業等については、必要性の検証や執行の効率化等を図り、一層の削減に努めること。

(6) 新たな施策展開

社会経済情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえ、公社の持つ個別の機能を生かし、公的セクターとしての役割を担う事業を積極的に展開すること。

(7) 資金運用の適正化

資金管理委員会からの指導・助言を踏まえつつ、各団体の資金運用方針に基づき、安全かつ有利な運用に努めること。

14 歳入の確保

(1) 県税

- ① 今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積ること。
- ② 徴収歩合について、全国平均を上回ることを基本に徴収強化を図るとともに、収入未済額の更なる縮減に向け、一層の税収確保対策に取り組むこと。
特に、収入未済額の大宗を占める個人県民税について、2018(H30)年度から実施している特別徴収全県一斉指定を徹底するとともに、地域別会議や地域別研修等を活用した情報交換機会の充実など県と市町の連携した取組を推進すること。
- ③ 課税調査、催告、搜索やタイヤロック装着等による差押等滞納対策の強化、インターネット公売、不正軽油対策の一層の推進など徴収方法や徴収体制の充実・強化を図ること。
- ④ クレジット納税等の周知や電子申告等利用拡大の推進など、納税環境の充実に取り組むこと。
- ⑤ 法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税については、導入趣旨を踏まえ、効果的・効率的に活用すること。
また、引き続き、地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、法定外税等の導入の可能性を検討すること。

(2) 地方交付税、地方譲与税

- ① 地方財政計画を適切に踏まえ、的確に見積ること。その際、普通交付税については、国の指示伸び等を十分踏まえること。
- ② 社会保障関係費の増加分はもとより、地域が独自で取り組む経済雇用対策や防災・減災対策などの財政需要を適切に地方財政計画に反映するよう国に求めること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴う地方税収の大幅な減少に対応するため、留保財源の減少に対して、地方財政法第5条の特例としての地方債の創設や減収補填債の対象税目の拡充など、確実な財政措置を国に強く求めること。

(3) 国庫支出金

- ① 事業の必要性、緊急性、効果等を総合的に勘案しつつ、積極的な活用を図ること。
- ② 公共事業については、計画的な事業の推進を図るために必要な国庫支出金の確保に努めること。
- ③ 地方に超過負担が生じている場合については、国に是正を求めること。併せて、新たな制度の創設・改正に伴い超過負担が生じないよう国に求めること。

(4) 県債

- ① 県債の発行は、県債依存度（臨時財政対策債除き）を、令和2年度の地方財政計画の一般財源総額に対する地方債（臨時財政対策債除き）の割合以下とした範囲の発行額とすること。
また、後年度の財政負担が少ない交付税措置のある有利な起債の活用を図るなど、実質公債費比率、将来負担比率の改善に努めること。
- ② 市場環境や投資家ニーズを捉えた柔軟な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進するとともに、発行年限の多様化など、多様な調達手段を確保すること。
- ③ 銀行等引受債の発行にあたっては、地元金融機関の運用ニーズを踏まえること。
- ④ 兵庫県債の市場評価を高めるためのIR活動に努めること。

(5) 資金運用

保有する資金の安全かつ有利な運用に留意しつつ、グループファイナンスの積極的な活用や将来の買入消却に備えた兵庫県債の買入れなど、市場環境を踏まえた柔軟かつ機動的な資金運用に努めること。

(6) 使用料・手数料

社会経済情勢の変化や利用者の利便性の向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図ること

(7) 財産収入等

- ① 未利用の財産及び施設の移転や統廃合によって生じる遊休資産等のうち公共利用が見込めないものについては、計画的かつ積極的に売却すること。
- ② ネーミングライツについて、複数施設の一括募集や対象施設の拡大などの柔軟な制度運用を行うとともに、他団体の実施事例を参考とするなど、新たな対象・物件への導入を促進すること。
- ③ 県施設や広報誌、ホームページなど有形無形の資産について、広告媒体として積極的に活用し、広告収入を確保すること。
- ④ ふるさとひょうご寄附金については、既定のプロジェクトの収入増に向けたさらなる取組を進めること。また、新規プロジェクトについても、財源確保のため、積極的に検討し、予算要求すること。

(8) 滞納債権の回収強化

債権管理推進本部の下、債権ごとの債権管理計画に基づいた回収・整理を推進し、収入未済額を縮減すること。新たな滞納が発生しないよう徴収対策を強化すること。

15 長期保有土地対策

先行取得用地を含む長期保有土地について、庁内・公社等での利活用、民間への売却、市町と連携した利活用等を積極的に推進すること。

また、直ちに利活用が見込めない山林については、財政状況を勘案のうえ、有利な県債等を活用し県有環境林として計画的な取得に努めること。

16 県民局・県民センター予算

活力あるふるさと兵庫を実現するため、すこやか兵庫枠及び地域創生枠で措置する。併せて、予算措置要求を活用すること。

(1) 要求枠（14.5億円）

- すこやか兵庫枠 : 2.5億円
- 地域創生枠
 - ・ 地方創生交付金事業 : 2.0億円
 - ・ ふるさと創生推進費 : 10.0億円

- ① 県民局・県民センターが策定した地域創生戦略などに基づく施策について、地域の多様性を発揮し機動的・積極的に展開すること。
- ② ふるさと創生推進費のうち20%相当額以上は事業のスクラップ & ビルト[®]を図ること。
- ③ 事業実施にあたっては、市町・民間との役割分担等を十分踏まえること。

(2) 予算措置要求

以下に該当する事業については、本庁所管課を通じて予算措置要求すること。

- ① 全県的な課題に対応するための新たな事業、又は、当該課題に関連する既存事業を組み替える事業
- ② 本庁既存事業の中で、実施方法の改善等を行うことにより事業効果が高まる事業

17 インセンティブの積極的な活用

(1) 予算効率化インセンティブ制度の推進

予算執行の工夫改善を進めるため、アウトソーシングの推進など事業実施方法の見直し、委託業務等の発注方法の見直しや、予算の使い切り意識の是正などを目的とした数量の見直しなど、予算執行方法の効率的な取組による令和2年度の歳出削減効果額（一般財源ベース）の全額を、令和3年度の予算に追加配分する。

(2) 歳入インセンティブ制度

自主財源の確保を進めるため、ネーミングライツや広告掲載による収入の 1/2 を、インターネットオークション出品による不要物品の売却等に伴う収入の 2/3 (物品提供部局・出納局で折半) を、収入年度(収入年度に執行が困難な場合は翌年度)の予算に追加配分する。

また、企業版ふるさと納税で獲得した寄付金については、収入額の 1/2 を収入年度(収入年度に執行が困難な場合は翌年度)の予算に追加配分する。

18 その他

(1) 情報システム関係の要求

情報システム関係の構築費・保守料等については、予め情報企画課による経費の精査を経た上で提出すること。

(2) 適正な経理事務の執行

適正な経理事務処理を推進するため、下記の取組の徹底を図ること。

- ① 計画的な予算執行(執行計画の策定)
- ② 予算執行の明確化(原則、1 事項、1 所管課)
- ③ 予算流用手続の周知
- ④ 予算節約意識の醸成
- ⑤ 予算繰越制度の活用
- ⑥ 国庫補助事業と県単独事業の区分経理

V 予算編成作業の見直し

新規・拡充事業を重点的に検討できるよう、一般事業枠経費の査定作業については、部局による予算配分を基本に、事業内容に変更のない事業は増減を中心とした要求内容の確認に止めることとする。

また、超過勤務に関する規則に基づく超過勤務縮減に向けた取組として、査定作業終了時間を厳守するとともに、査定スケジュールの管理を徹底する。

なお、予算査定にあたっては、査定室の分散による 3 密の回避や手指消毒液の設置、査定室の換気の徹底など、ひょうごスタイルを踏まえた予算編成作業に努める。

VI 提出期限

11 月中の別途通知する日

<問い合わせ先>

兵庫県企画県民部企画財政局財政課予算班 TEL : 078-341-7711 (内線 2448)